

更新制について大切なお知らせ

# 令和元年 10 月 1 日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要です。

## 更新制のポイント

- ①指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ②更新を受けなければ、指定の失効となります。
- ③更新手数料は1万円です。
- ④初回更新までの有効期間は、下記のとおり、指定を受けた時期によって異なりますので、更新の該当年度4～5月頃に文書にてご案内します。

給水の指定番号 (別添の一覧参照)	初回更新までの指定の有効期間
2～117	令和2年9月29日まで
118～186	令和3年9月29日まで
189～275	令和4年9月29日まで
277～351	令和5年9月29日まで
352～405	令和6年9月29日まで
406～	指定を受けた日から5年間

※必要書類は裏面参照

お問い合わせ先  
豊田市上下水道局 料金課 給排水担当  
TEL：0565-34-6680

## 更新の際の必要書類

※代表者・所在地・主任技術者・役員に変更がある場合は、変更届を同時に提出してください。

### 個人事業主の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 住民票（個人番号の記載のないもの）、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- 給水装置主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し（全員分）
- 所在地を記した位置図
- 写真（事業所の外観・内観、倉庫、運搬用具及び駐車場）

### 法人の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 登記事項証明書
- 定款
- 給水装置主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写し（全員分）
- 所在地を記した位置図
- 写真（事業所の外観・内観、倉庫、運搬用具及び駐車場）